

議案第 3 号

大口町部設置条例の一部改正について

大口町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、重要な行政課題に対応するため組織機構を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町部設置条例の一部を改正する条例

大口町部設置条例（平成20年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) まちづくり部

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) まちづくり部

ア 都市計画及び建築に関すること。

イ 企業支援に関すること。

ウ まちづくりに関すること。

エ 空き家対策に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大口町部設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) まちづくり部</u></p> <p><u>(4) 健康福祉部</u></p> <p><u>(5) 産業建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) まちづくり部</u></p> <p>ア <u>都市計画及び建築に関すること。</u></p> <p>イ <u>企業支援に関すること。</u></p> <p>ウ <u>まちづくりに関すること。</u></p> <p>エ <u>空き家対策に関すること。</u></p> <p><u>(4) 健康福祉部</u></p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>(5) 産業建設部</u></p> <p>ア～オ 略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 健康福祉部</u></p> <p><u>(4) 産業建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 健康福祉部</u></p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>(4) 産業建設部</u></p> <p>ア～オ 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

現在の組織機構は、50年後の人々のより豊かな暮らしの礎となるべく、企業立地と大口町まち・ひと・しごと創生戦略を具体化して推進するため、平成29年に産業建設部所管事務を一部見直し、大口町部設置条例第3条に基づき「まちづくり推進室」を設けたものです。

今回その機能を強化し、業務をより積極的かつ継続的に進めるため、まちづくり推進室を1つの部とし、企業立地や企業支援相談を担う「企業支援課」と、都市計画、建築、シティプロモーション及び空き家対策を担う「まちづくり推進室」を設けます。

また、課名称や分掌事務、その他の業務の見直しを行うため、事務分掌規則を合わせて改正します。

2 改正の概要

内容は次の表のとおりです。

旧組織

部	課	主な分掌事務
総務部	行政課	例規、選挙、統計調査、庁舎管理、電算処理
	税務課	町民税、固定資産税、徴収
	政策推進課	政策・企画、財政、人事、ふるさと納税
	秘書広報課	秘書、広報広聴、都市間交流
地域協働部	地域振興課	まちづくり、地域自治、行政区、コミュニティ
	町民安全課	消防防災、交通安全、各種相談、コミュニティバス
情報化推進室		情報化推進
まちづくり推進室		都市計画・建築、企業立地、シティプロモーション

新組織

部	課	主な分掌事務
総務部	行政課	例規、選挙、統計調査、庁舎管理、電算処理、 <u>情報化推進</u>
	税務課	町民税、固定資産税、徴収
	政策推進課	政策・企画、財政、人事、ふるさと納税、 <u>広報広聴、都市間交流</u>
	秘書室	秘書、栄典、渉外
地域協働部	<u>地域協働課</u>	<u>住民活動</u> 、地域自治、行政区、コミュニティ
	町民安全課	消防防災、交通安全、各種相談、コミュニティバス
まちづくり部	<u>企業支援課</u>	<u>企業立地推進</u> 、 <u>企業支援相談窓口</u>
	<u>まちづくり推進室</u>	都市計画・建築、シティプロモーション、空き家対策

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。